

■発行日 平成17年1月7日 第176号

# 暴 追 協 速 報

各 賛 助 会 員 様

## 財団法人熊本県暴力追放協議会

熊本市水前寺6丁目35番4号

電 話 096-382-0333

FAX 096-382-0346

E-mail kumamoto-b@gold.ocn.ne.jp

謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

皆様方には、輝かしい新年を迎えられたことと、心からお慶び申し上げます。

当協議会は、本年も暴力のない明るい熊本県の実現に向け努力いたす所存でございますので、今後とも御支援・御協力をお願いいたします。

(財) 熊本県暴力追放協議会職員一同

### 最 近 の 相 談 事 例 か ら

○ 県南の60歳代匿名男性から「テレクラで知り合った20歳代の主婦と称する女性と交際するようになり、2度ほど関係をもち、その都度、数万円を渡していた。ところが最近、その女性と女性の主人と称する暴力団風の男が自宅を訪ねてきて、妻が妊娠したので数十万円出せ。と言ってきたが、その女性は他にも複数の男性と交際しているようだが、どのように対処したらいいか」との相談。

～本件は主婦と称する者が、不特定の者に売春をしている可能性と、その行為を暴力団等に管理されている可能性がある。その主人と称する暴力団風の男とは言っても実際に真実か否かも未確認。妊娠と言ってもそれが真実であるか疑わしいし、美人局の可能性もある。成人の男女が合意の上で関係を持った場合には、その相手方には慰謝料の問題が生じることはない。しかし、その相手が結婚しており、あなたがそのことを知って関係をもった場合は、その配偶者の権利を侵害したものとして不法行為に該当するので、慰謝料を支払わなければならない。しかし、相手の男女が単に同棲中とか付き合いがある程度では、あなたに慰謝料を支払う義務はない。今後の対応は事実確認の上、慎重に対処する必要がある。よって、慰謝料を支払うか、支払うとすればどの程度かなど、金銭を支払う前に弁護士と当協議会の相談員が具体的な内容を聞き、対処法をアドバイスするから相談所に直接来て相談するように指導。

～以後の相談無し～性急に金銭で解決を図ろうとしても、この種の事案は後に尾を引くことが多い。～相談者が詐欺・恐喝の被害者になる可能性もある～

○ 熊本市内の48歳男性から「わたしは不動産業をしておりますが、管理しているマンションの一室を20歳代(子供2人)の女性が家主と賃貸契約をして入居し、家賃も定期的に支払っていました。ところが、最近、この部屋に暴力団員が出入りするようになり同棲しているらしく、その暴力団員が使用する乗用車を他人の駐車スペースに勝手に駐車するし、注意すると罵声を浴びせるなどしてマンション住

民全体がたいへんな迷惑を受けています。この場合、どの様にしたらいいでしょうか」との相談。

～まず、賃貸契約書に「暴力団関係者であることが判明した場合は契約を解除できる」という暴力団排除条項が設けてあるか、申し込みの時点で「暴力団関係者ではありません」という誓約書を差し入れさせてあるかを確認して下さい。この場合は、契約したのが女性であり、その時点では同居人は子供だけであったと思われませんが、そうであれば、申込書や賃貸契約書に入居者全員の氏名を書く欄を設けてあるか、届けてある同居者以外の同居を禁止する条項を設けてあるか確認してください。これらが設けてあれば、契約時には同居人がいなくとも入居後に暴力団関係者を同居させた場合は、家主として契約を解除することができます。また、同居人として暴力団員の氏名が書いてあったとしても、後で同居人が暴力団員ということが判明したら契約違反を理由に契約を解除できるケースになります。そこで、この暴力団員と言われる男が真実暴力団員であるかどうかは、警察の暴力団担当課に行き事情を説明して確認してみてください。氏名を特定する必要があり、賃借人から聞き出すか車のナンバー等をメモして行かれることです。さらに、暴力団排除条項も誓約書もなく届けてある同居者以外の同居を禁止する条項もない場合は、このように勝手に他人のところに駐車したりしてマンション全体の秩序や規約を守らない者として、家主との信頼関係破壊という理由で契約を解除できる場合もありますので平素の男の言動を記録しておくことと、マンション住民からそれらを聞き出しておいてください。これらの関係をまず確認してみてください。

～事案は暴力団員が賃借人と同棲（同居）していたことが判明し、契約時に提出した同居人に暴力団員の氏名の記載がなかったことから、家主から契約違反を理由に賃借人に「契約を解除」する旨の内容証明を送付し、素直に解除に応じて解決。～

○ 県北の50歳代男性から「先日、甥（23歳）が亡くなったが、その甥が生前に借りていたヤミ金融業者の数社から、甥の家族や親戚に対し、甥の負債分として多額の返済を迫られている」との相談。  
～成年に達した甥は、法律上独立した責任主体であり、そのものがした借金に関し、家族や親戚が返済する義務はない。貸金業規制法21条1項5号は、取立行為について「債務者等（保証人）以外の者に対し、債務者等に代わって債務を弁済することをみだりに要求すること」を禁止し、これに反した場合には、罰則（2年以下の懲役300万円以下の罰金、または併科）を定めていること。返済義務のない者に対するしつこい請求はこの行為に該当するので毅然と拒否すること。それでも取立行為が続くときは、警察に通報することを指導助言。

山口組が集団指導体制へ。渡辺組長事実上の引退？

使用者責任追及をかわす狙い？

国内最大の指定暴力団山口組が、このほど、神戸市灘区の総本部で緊急直系組長会を開き、渡辺芳則5代目組長（63）が組織運営から離れ、今後の運営は、最高幹部による会議制に移行することを決めました。抗争などで暴力団トップの使用者責任を認めた最高裁判決を受けた措置で、渡辺組長は5代目の座に留まるが、象徴的存在になるとみられています。捜査当局は今後、山口組が組織内人事をめぐる内部分裂する可能性もあるとみて情報収集に全力を挙げています。渡辺組長は、組内の情報により「静養に入り、組運営の全権を執行部に委任する」と組幹部に伝えたと言われ、組長には留まるが「集団指導体制」に移行するといひ、関係者間では「事実上の引退宣言ではないか」との見方が広がっている状況です。

～山口組の構成員は3万8100人・・・全暴力団の44%～

**架空請求犯が裁判制度を悪用する新手口 ～ご注意を！！**

最近、「携帯電話のアダルトサイトの高額な利用料金を請求する支払督促の書類が所轄の簡易裁判所から送られてきた。」という相談が全国的に増加しています。この支払督促とは、債権者が裁判所に債務者の債務履行を申し立てし、法的に問題がない場合、債権者に代わって裁判所が差し押さえなどを執行し、債権を回収する制度です。ところが、架空請求を「自分には関係ない」と無視していると、突如として所轄の裁判所から支払督促の書類が送られてくるというものです。この裁判所からの支払督促の書類は、書類を受け取った翌日から2週間以内に異議を申し立てないと、判決と同じ効果を持ってしまいます。このため、自分に関係ない「架空請求」でも裁判所からの通知には、面倒でもこれを無視することなく期間内に「債務不存在」で異議を申し立てる必要があります。

～架空請求は、社会にある様々な個人情報から詐欺犯人が不特定多数の相手方へ無差別に送りつけるもので、いつ、誰に舞い込んでくるか分かりません。～裁判所からの通知だけは無視しないでください。

～

**◆ 暴力に関する困りごとは、早めにご相談ください。**

相談電話 096-382-0333 (無料・秘密厳守)

**◆ 熊本市役所出張相談 (民事介入暴力相談)**

毎週月曜日 (祝日・休日を除く) 午前9時から正午まで

熊本市役所1階「市民相談室」で開設しております。

秘密厳守・無料で、弁護士と専門のスタッフが適切にアドバイスいたします。

**◆ 情報をお寄せ下さい。**

年度末の繁忙期を狙っての高額図書などの強引な購入要求事案が多くなります。

あいまいな返事を避け、必要がない場合は毅然と断りましょう。

図書名・会社名・団体名・所在地などがわかりましたら、情報をお寄せ下さい。

この速報は賛助会員のための情報ですので、ホームページ・機関紙などへの転写、活用はご遠慮ください。